



政策2

「笑顔づくり」 ～安心と元気アップ!～

市民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、保健・医療・福祉の連携の充実強化や、市民が共に支え合う地域づくりに努めます。また、子どもたちが健やかに育つことができ、高齢者が生きがいを持ち、だれもが将来に希望を持って暮らすことができる思いやりと安心に満ちたまちづくりに努めます。



施策の体系

- 施策2-1 子育て支援の充実
- 施策2-2 共に支え合う地域福祉の推進
- 施策2-3 高齢者福祉の充実
- 施策2-4 障がい者の自立と社会参加の支援
- 施策2-5 生活保護と自立支援
- 施策2-6 健康づくりの推進
- 施策2-7 地域医療体制の充実

子育て支援の充実

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

未来を築く元気な『もおかつ子』たちが、愛情と思いやりの心を持ち、健やかに育つ社会の実現に向け、子育て支援体制の充実が図られています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

核家族化や女性の社会進出等の社会的背景により、急速な少子化が進行しています。急速な少子化は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下等、社会経済への影響ばかりでなく、子どもを産み育てる環境や子どもたちの生活環境にも影響を及ぼしています。また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭への支援、児童虐待の深刻化等に対する対策も求められています。

本市では「真岡市子ども・子育て支援プラン」に基づき、各種施策を実施しており、子どもを産み育てやすい環境の充実に向け、保育士確保対策や認定こども園の整備による定員増加、病児・病後児保育事業等、多様な保育サービスの提供に努めています。また、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する切れ目のない支援体制の構築や、児童の養育、虐待に関する相談業務及びその保護と支援に力を入れています。

子育て支援対策については、重要課題のひとつとして捉え、次代を担う「もおかつ子」が健やかに育つことができる“わくわく”できるまちづくりの推進に努めています。

両親学級



赤ちゃん教室

課題と対応 ~施策の展開~

課題

- 多様な保育ニーズへの対応
- 孤独感を抱えている親や子育てに関する不安の解消
- 家庭環境に左右されない子育て家族への支援
- 子育て世代が安心して生活が送れる生活環境の整備
- 平均結婚年齢の高齢化及び成婚数の減少

対応

- 多様な子育て支援により様々な不安や負担を軽減
 - ア 赤ちゃん誕生祝金やこども医療費助成等の子育てに関わる経済的負担の軽減
 - イ 子育てモバイルサイト、子育てガイドブック等の子育てに関する情報提供の充実
 - ウ 身近な子育て相談である子育て世代包括支援センターの充実等
- 地域全体で「もおかっ子」を育てる子育て支援政策の推進
 - ア 保育士対策事業や病児・病後児保育事業、公立保育所の再配置等の保育の質と量の確保
 - イ 放課後児童クラブや放課後こども教室等の新放課後子ども総合プランの推進等
- 妊産婦・乳幼児と母親への切れ目のない保健対策の充実
 - ア 妊産婦・乳幼児健康診査、新生児聴覚検査、産後ケア事業等の充実等
- 児童虐待防止対策の強化及び真岡市要保護児童対策地域協議会の充実
 - ア オレンジリボン等児童虐待防止に関する啓発活動の推進
 - イ 相談体制や地域・保育所(園)・学校等関係機関との連携強化による児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応
 - ウ 子ども家庭総合支援拠点の整備等
- 障がい児、ひとり親家庭、低所得世帯の子育て世帯、外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援の充実
- 地域、学校、関係機関等と連携した子育てしやすい生活環境の推進
 - ア 子どもたちが安心して外出できる環境の整備
 - イ 子どもの遊び場の整備等
- 子育て支援拠点として、「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点を整備
- 結婚希望者への出会いに向けた支援及び結婚相談員への活動支援の充実

成果目標～目標値～

施策の展開	取組内容	目標値		
		指標	平成30年度 (基準年度)	令和6年度 (目標年度)
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な子育て支援の実施 ● 相談体制の充実 ● 保育の質と量の確保 	合計特殊出生率	1.47 (平成29年)	上昇を目指す
		真岡市で子育てをした いと思う親の割合 ^{※1}	96.7%	98.0%
		待機児童数 ^{※2}	5人	0人
子育て支援拠点の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」 機能が相互に連携する 複合交流拠点の整備 	まちのステーション 整備	-	事業化

※1 健やか親子21アンケートより

※2 保育実施未到来児童(年度途中入所希望児童)を含む

市民
への期待

- » 市民は、お互いに助け合って、地域ぐるみで子どもを見守り育てていきます。
- » 事業者は、仕事と子育ての両立ができるよう就労環境を整備します。

行政
の役割

- » 保護者や市民では対応できないケースへの支援、保育所(園)等の子育て支援環境を整備します。

共に支え合う地域福祉の推進

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、各々の役割を果たし、お互いに力を合わせ、地域福祉を推進しています。また、それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、お互いに支え合いながら安心して暮らしています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

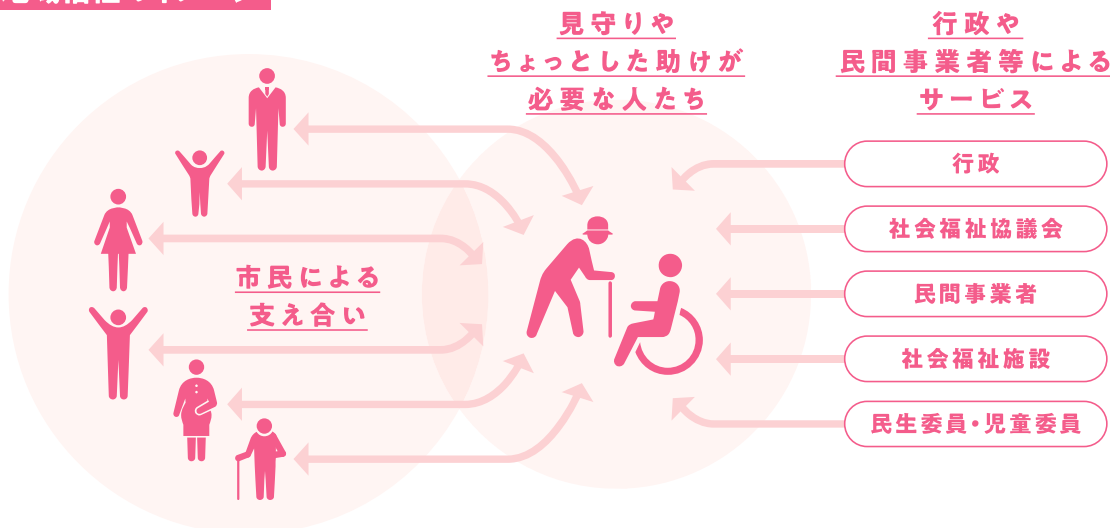
本市では、第2期地域福祉計画(平成29年3月策定)に基づきすべての人々が思いやりと安心に満ちた生活が送れるまちづくりを進めています。

しかし、人口減少・少子高齢社会の急速な進展を背景に、地域のつながりは弱まっています。高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、個人主義化や核家族化等により家庭の機能の低下も生じており、人間関係も希薄化しています。そのため、社会的孤立や制度の狭間等の課題が表面化し、これまでの福祉サービスだけでは、解決困難な事例も増えています。

こうした課題に対応するためには、制度ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民、事業者、各種団体、行政が参画し、人と人、人と資源が世代を超えてつながる地域共生社会を目指していく必要があります。

このため、市民の地域活動への主体的な参画、社会福祉協議会や福祉事業者の地域づくりの取組、行政による専門性を持った支援が一体となって地域を基盤とした包括的な支援体制を構築していく必要があります。

地域福祉のイメージ



課題と対応～施策の展開～

課題

- 人口減少・少子高齢社会の進展等による支え手の不足
- 地域共生社会を進めるための包括的な支援体制の整備

対応

- 市民の地域活動への参加啓発と主体的な活動の促進
- 生活支援体制整備事業による地域づくりの推進

成果目標～目標値～

施策の展開	取組内容	目標値		
		指標	平成30年度 (基準年度)	令和6年度 (目標年度)
市民の地域活動への参加啓発と活動の促進	● 地域福祉活動の推進とボランティア活動支援	福祉活動を行っている組織団体数	242団体	250団体
		福祉活動を行っている組織会員数	11,765人	11,930人
生活支援体制整備事業※による地域づくり	● 生活支援体制整備事業の実施	実施地区数	3地区	5地区

※ 生活支援体制整備事業とは、市内5地区の生活圏域ごとに協議体を設置し、市民が担い手となり高齢者等の生活支援や介護予防の地域課題を自ら把握し、解決を図っていく事業です。

市民への期待



- » 地域福祉活動について理解を深め、自分の暮らす地域を良くしたいという主体性に基づいて、地域づくりに積極的に参加します。

行政の役割



- » 地域福祉活動に関する市民への啓発の推進と自治会や各種団体、ボランティアの取組の支援、横断的かつ包括的な相談支援を行います。



生活支援体制整備事業活動



給食ボランティア活動

高齢者福祉の充実

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

地域包括ケアシステムにより、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしい暮らしを安心して続けていきます。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

高齢化率の増加に伴い、要介護・要支援認定者数、認知症高齢者数及び高齢者のみ世帯数が増加するとともに、介護サービス費も年々増加しています。

このような状況において、高齢者が生きがいを持った生活を送るために、積極的な社会参加の推進と介護予防の充実が求められています。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域による助け合いや見守り体制の構築、ICTを利用した見守りの積極的な活用を推進するとともに、在宅医療との連携を図った介護保険事業によるサービスの充実・強化が必要となっています。

社会参加事業、介護予防事業及び見守り事業の実施状況

年度	ミニデイホーム 実施区数	認知症予防ボランティア 育成数*	緊急通報システム 累計設置数
平成26年度	45区	—	179台
平成29年度	49区	42人	333台
平成30年度	51区	64人	380台

※ 認知症予防ボランティア育成事業は、平成29年度から実施



課題と対応～施策の展開～

課題

- 高齢者が健康でいきいきとした生活を送るための支援
- 介護や支援が必要になっても自分らしい生活を送るための支援
- 認知症等になっても、住み慣れた地域で暮らせる体制の充実

対応

- 介護予防教室、地域のミニデイホームの充実等、高齢者の居場所づくりの整備
- 権利擁護支援、地域包括支援センターや施設整備支援等介護保険事業の充実
- 地域による見守り活動の体制づくりや緊急通報システムの普及促進

成果目標～目標値～

施策の展開	取組内容	目標値		
		指標	平成30年度 (基準年度)	令和6年度 (目標年度)
高齢者の 生きがいづくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ミニデイホームの推進 ● シルバーサロンの運営 ● 老人クラブの運営支援 ● 生きがい活動支援通所事業 	ミニデイホーム 実施区数	51区	55区
介護予防事業の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 脳トレ、栄養、口腔等の介護予防教室の実施 ● 認知症予防ボランティア(オレンジサポーター)の育成 	認知症予防 ボランティア育成数	64人	120人
見守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援体制整備事業の推進 ● 緊急通報システムの普及 ● 徘徊高齢者QRコード利用事業の普及 	生活支援体制整備事 業実施地区数	3地区	5地区
		緊急通報システム 累計設置数	380台	620台

市民
への期待

- » 互助、共助の意識を高め、地域活動に参加することで地域を支える役割を担うとともに、高齢者は活動を通して自らの知識や技術を活かします。

行政
の役割

- » 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けることができるよう、支援体制の充実及び介護予防事業に取り組むとともに、必要な介護サービスの安定的な提供に向けて、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

障がい者の自立と社会参加の支援

施策の目指す未来 ～10年後の姿～

障がいの有無に関わらず、だれもが互いを尊重しながら社会の一員として参加するとともに、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して生活しています。



障がい者スポーツ教室



地域での農作業風景

現状 ～本市の現状と社会の状況～

本市では「すべての人がともにいきるやさしさのあるまちづくり」を基本理念として、障がい者の高齢化や障がいの複雑・重症化が進む中、障がい者の親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう居宅介護等の障がい福祉サービスの充実、地域生活支援拠点等の整備、保健医療や就労支援（障がい者優先調達の推進）等の充実に取り組んできました。

しかし、人口減少・少子高齢社会の進展に伴い、共働き世帯や単身世帯、高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家庭内又は地域内の支援力が低下してきています。

また、日本全体の労働力人口の減少から福祉分野の人手不足は深刻化しています。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

さらに、県東圏域には福祉サービス事業所等の社会資源が少ないため、多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備について検討するほか、先進技術を用いた福祉サービスの効率化を図っていく必要があります。

各手帳所持者数の推移

年度	身体障がい者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障がい者保健福祉手帳所持者	合計
平成26年度	2,835人	648人	254人	3,737人
平成30年度	2,701人	768人	391人	3,860人

課題と対応 ～施策の展開～

課題

- 障がい者が地域で安心して暮らし続けることへの不安
- 障がい者が自立した社会人として社会参加できるための必要な支援

対応

- 障がい者が地域で安心して暮らせる地域基盤づくりの推進
- 障がい者が自立した個人として社会参加できるよう必要な障がい福祉サービス等の確保

成果目標 ～目標値～

施策の展開	取組内容	目標値		
		指標	平成30年度 (基準年度)	令和6年度 (目標年度)
障がい者が地域で安心して暮らせる地域基盤づくりの推進 (地域生活拠点等の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制の充実強化 ● 緊急一時支援事業の推進 ● 地域活動支援センターの充実 ● 障がいや障がい者に関する理解の促進 ● 障がいを理由とする差別の解消 ● 障がい者の権利擁護の促進 ● 公共施設のバリアフリー化の推進 	障がい児者相談支援センターの相談件数(延数)	1,393件	1,840件
		緊急時一時支援受入れ登録者数	45人	60人
障がい者が自立した個人として社会参加できるよう必要な障がい福祉サービス等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉サービス、指定障がい福祉サービス事業所等の充実 ● 障がい者の就労支援及び優先調達の取組の推進 ● 農業と福祉の連携 ● こども発達支援センターの充実 	社会参加(他人と交流を持つこと)ができている障がい者数	1,749人	1,825人
		障がい者優先調達額(年間)	100万円	250万円

市民への期待



- » 障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進に努めるとともに、互いを尊重し、ボランティア活動や交流活動に積極的に参加します。

行政の役割



- » 障がい及び障がい者に対する理解促進を図るため、啓発活動、福祉教育、福祉体験活動を推進します。
- » 障がい者支援施設等のサービスの充実、地域生活を支えるサービスの充実に努めます。
- » 福祉的就労の充実や障がい者の文化・スポーツ活動の支援に努めます。

生活保護と自立支援

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

生活が困窮している世帯に対し、生活を保障するとともに、低所得者世帯の社会的、経済的な自立の助長が図られています。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

高齢化の進展や社会構造の変化により、家族形態が多様化している中で、生活保護世帯は景気の緩やかな回復基調の影響を受け、近年、減少傾向となっています。

しかし、高齢者の増加及び傷病等による就労能力の低下や長期間の引きこもりによる社会からの孤立等のため、就労に結び付かないケースが増加しています。

このため、経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなる恐れのある市民に対して、生活困窮者自立支援制度を活用し、関係機関と連携しながら個々の状況に応じた自立に向けた支援の充実・強化を図るとともに、生活保護制度により最低限度の生活を保障しています。

生活保護世帯等の状況

年度	保護世帯数	保護人員数	保護率※
平成26年度	635世帯	891人	11.04%
平成30年度	527世帯	646人	8.20%

※保護率とは、人口1,000人当たりの被保護者の割合



自立相談支援センター



子どもの学習支援

課題と対応～施策の展開～

課題

- 経済的困窮、病気、家庭問題や社会的孤立等、問題の複雑・多様化

対応

- 専門的就労支援員の配置並びにハローワークと連携した就労の支援
- 生活困窮者自立支援制度を活用した支援の強化

成果目標～目標値～

施策の展開	取組内容	目標値		
		指標	平成30年度 (基準年度)	令和6年度 (目標年度)
生活保護受給者の自立助長	● 就労支援員による就労の支援を図るとともに、ハローワークと連携した就労支援の強化	就労収入増により自立した世帯数	10世帯	20世帯
生活困窮者の自立支援の充実・強化	● 自立相談支援センターを中心とした包括的な就労支援と生活困窮世帯の子どもの学習支援	相談支援から就労に結びついた人数	2人	5人
		学習支援を利用した人数	35人	50人

市民
への期待

- » 自立した生活の維持のため、健康管理及び就労活動等に努め、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をします。

行政
の役割

- » 生活の困窮している方の生活保障と自立助長に向けた支援を行います。

健康づくりの推進

施策の目指す未来 ～10年後の姿～

市民が生涯にわたり、健康でいきいきと暮らすことができる健康寿命の延伸に向けて、それぞれのライフステージに合わせた健康づくりを実践しています。



運動教室「歩き塾」

現状 ～本市の現状と社会の状況～

本市では、健康寿命の延伸を図るために、「真岡市健康21プラン」を策定し、各世代に応じた保健事業を積極的に推進しており、生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防としては、各種健診の受診勧奨・保健指導等を行っています。また、健康づくりを支える社会環境整備としては、もおか健康相談24による24時間対応の電話相談、まちなか保健室での健康相談等、いつでも健康相談ができる環境の整備を行うとともに、市民主体の健康づくり事業や健康推進員・食生活改善推進員の活動も積極的に行われています。さらに、市民の健康の保持増進や健康づくりの拠点としての充実を図るため、健康増進施設のリニューアルに向けた取組を行っています。

一方、糖尿病や脳卒中・心臓病の原因となるメタボリックシンドロームの該当者・予備群者の割合は増加傾向にあり、食事や運動等を含めたよい生活習慣を身に付ける対策の強化が重要です。

また、幅広い年代が利用でき、生涯にわたって生きがいのある充実した生活を送ることができるように、中心市街地リノベーション事業と連携した、高齢者・健康増進ゾーンの整備を検討しています。

特定健診の状況

年度	特定健診の状況※1(真岡市国民健康保険)	
	受診率	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合
平成26年度	39.9%	29.5%
平成27年度	41.6%	29.5%
平成28年度	42.4%	30.1%
平成29年度	44.8% (県全体:32.8%)	32.1% (県全体29.7%)※2

※1 特定健診・特定保健指導法定報告結果より

※2 平成29年度特定健診データベースより

市町健康寿命の推移

年	市町健康寿命(本市) ^{※1}	
	男性	女性
平成25年	77.75歳	83.30歳
平成28年	78.36歳 (県全体:79.03歳)	83.23歳 (県全体:83.35歳)

※ 市町健康寿命とは日常生活に制限がない期間の平均として、栃木県が算出したもので3年間の人口及び死亡数、要介護2～5の認定者数で、3年に一度算出している。

課題と対応～施策の展開～

課題

- 市民の健康寿命の延伸
- 特定健診受診率の向上
- メタボリックシンドロームの該当者・予備群者の増加

対応

- 妊娠・乳幼児期から高齢期までの健康づくりの推進
- 生活習慣病の発症予防や重症化予防の推進
- きめ細やかな受診勧奨の実施
- 健康づくりを支える社会環境整備の推進

成果目標～目標値～

施策の展開	取組内容	目標値			
		指標	平成30年度 (基準年度)	令和6年度 (目標年度)	
真岡市健康21プランの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病の発症・重症化予防 ● 運動推進事業の実施 ● 健康増進施設のリニューアル及び利用促進 ● まちなか保健室の運営 ● 講演会の開催 	健康づくりに取り組んでいる市民の割合 [※]	87.4%	88.0%	
		健康寿命	男	78.36歳 (平成28年)	79.00歳 (令和4年)
			女	83.23歳 (平成28年)	83.40歳 (令和4年)
真岡市国民健康保険データヘルス計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診受診率向上対策 ● 保健指導の充実 	特定健診受診率(国民健康保険者)	44.8% (平成29年度)	60.0% (令和5年度)	
		メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合(国民健康保険)	32.1% (平成29年度)	31.5% (令和5年度)	

※ 市民意向調査より

市民への期待



» 市民一人一人が健康づくりの主役となり、健康づくりを主体的に取り組むとともに、年1回の健康診査を受診し、自らの健康管理をします。

行政の役割



» 市民が健康でいきいきと暮らすことができるよう、真岡市健康21プランを積極的に推進します。

地域医療体制の充実

施策の目指す未来 ~10年後の姿~

市民が生涯にわたり身近な地域で、いつでも安心して必要な医療を受けることができます。

現状 ~本市の現状と社会の状況~

本市では初期救急を担う休日夜間急患診療所を、平成31年4月から芳賀赤十字病院敷地内に設置運営し、医療体制の充実に取り組んでいます。このような地域医療体制維持のためには、かかりつけ医の推奨や救急医療機関・救急車の適正利用について、市民に周知を図る必要があります。また、災害時に円滑に対応できるよう医療体制の構築が求められています。

さらに、市民が生涯にわたり、地域内で適切な医療が受けられるよう、芳賀赤十字病院や医師会等関係機関との連携強化や、医師等医療従事者の確保対策等が求められています。

地域医療体制状況

年度	急患センター※1 市民利用者数	救急車搬送人員	かかりつけ医を もっている 市民の割合※2	市内の医療体制に 満足している 市民の割合※3
平成26年度	4,981人	3,526人	78.3%	78.9%
平成30年度	4,942人	3,668人	76.7%	82.6%

※1 急患センターとは、芳賀地区広域行政事務組合が平成30年度まで運営を行っていた初期救急医療機関

※2・3 市民意向調査より



休日夜間急患診療所と芳賀赤十字病院

課題と対応～施策の展開～

課題

- かかりつけ医を持つ市民の割合の停滞
- 急病でない者の休日や夜間における救急外来受診の増加
- 軽い怪我や緊急性のない者による救急車の要請の増加
- 芳賀赤十字病院や医師会等関係機関とのさらなる連携強化
- 医師等医療従事者の不足

対応

- かかりつけ医を持つことの普及啓発
- 医療機関・救急車の適正利用の周知
- 関係機関と連携した休日夜間急患診療所の適切な運営
- 二次救急医療機関等への支援
- 医師確保等の対策強化に関する関係機関への働きかけ

成果目標～目標値～

施策の展開	取組内容	目標値		
		指標	平成30年度 (基準年度)	令和6年度 (目標年度)
地域医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に対する、かかりつけ医の推奨 ● 救急医療の適正利用の啓発 ● 休日夜間急患診療所の適切な運営 ● 医師会、歯科医師会、薬剤師会との協力体制の充実 	かかりつけ医をもっている市民の割合※1	76.7%	82.0%
		市内の医療体制に満足している市民の割合※2	82.6%	85.0%

※1・2 市民意向調査より

市民への期待



- » かかりつけ医をもち、病気の早期発見・早期治療に努めます。
- » 医療機関・救急車の適正利用に努めます。

行政の役割



- » かかりつけ医を持つよう普及啓発に努めます。
- » 救急医療・救急車の適正利用について啓発に努めます。
- » 芳賀赤十字病院や医師会等関係機関との連携強化に努めます。